

(仮称)松川水原太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について

1 環境の保全の見地からの意見について

(1)工事の実施によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
	意見はありません。	

(2)土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
景観	<p>予測地点が市外の安達太良山1か所だけであり、事業場に近しい松川町の市街地や主要幹線道路からの視点が欠けており、地域住民の合意形成に配慮している内容とは云えない。</p> <p>主要な幹線道路等を加え、そこからの見え方については、フォトモンタージュ等(景観シュミレーション)を活用し、眺望への影響やパネルの反射による影響を詳細に検討し評価書に記載すること。</p> <p>評価書においては、シュミレーション結果を地点ごとにどのように見えるのかを図示し、事業による影響と対策手法・効果が分かり易いものとする。</p> <p>また、地域住民だけではなく広く市民から十分な合意形成が図れるよう事業の周知に努めること。</p>	都市計画課 環境課

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
動物 生態系	<p>準備書の環境保全計画ならびに環境保全措置については、哺乳動物(有害獣)に対する影響の記載が無いので以下の点に配慮したものを評価書に追加すること。</p> <p>①クマ・イノシシ等農地や生活圏に影響を与える有害獣については、生息域への影響を与えないようフェンスの配置には十分に配慮すること。 また、農地として残る部分へは有害獣の進入について防止策も検討すること。</p> <p>②クマ・イノシシについては、個体の行動範囲を工事の開始前から供用中も含め、継続的に発信機による個体の調査・監視を行い、生活圏域に侵入させない対策を講じること。</p>	農業委員会
水環境 土壌に係る環境 その他の環境	<p>本評価準備書には、水害等に関する記載が無いが、事業予定地は、以前より水害や土砂災害について労苦があった地域であり、近年、日本各地で想定を超える局地的な降雨や台風による災害が発生している状況などがあることから、工事中または供用開始後に雨水による水害や土砂災害による被害を心配する声が寄せられている。</p> <p>他の事業で実際に排水対策が不十分のために周辺農地が雨水で被害を受けた事案があることや、事業予定地周辺には、さらに別の太陽光発電事業が計画、工事が行われており、複合的な影響が懸念される。</p> <p>評価書には、雨水排水に関する調査、評価、環境保全措置、複合的な影響に関する見解と対応方針を記載し、対策にあたっては、地元関係者、関係機関へ十分な説明と協議を行い地域住民の不安解消に努めること。</p>	農業企画課 農業委員会 環境課

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見	提出課
総括的事項	事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。	関係各課共通
	事業の実施にあたっては、周辺の住民及び隣接する土地の地権者に対して、十分に説明を行い、合意形成を図ること。	

3 防災上の意見、指導、その他協議すべき事項

その他	福島市の意見	提出課
防災上の意見・協議・指導事項について	工事用車両のルート沿道には、小学校があるので、児童の安全を図るため、工事用車両の通行時間帯について検討し、適切な対応を取ること。	環境課
	開発予定地については、農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定があるため、引き続き協議を行うこと。	農業企画課
	太陽光発電施設で、メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、屋内的用途に供しないものは建築物に該当しないため、開発許可は不要となるが、付属する管理施設及び変電施設で建築物に該当するものを設置する場合に、区画、形の変更が伴う場合は、事前に開発建築指導課と協議をすること。	開発建築指導課
	当該施設の火災危険性には、落雷などの自然現象やたばこの投げ捨て等人的失火があります。極力火災リスクをなくすために雑草メンテナンス(草刈り後の除去処理を含む)を確実に実施すること。	消防本部警防課
	ソーラーパネル火災は、消防活動上感電事故の二次災害の危険性があることから、メンテナンス委託業者が有事の際現場にいち早く到着し、消防活動に協力できる体制をとること。(遮光シートの準備等)	

その他	福島市の意見	提出課
防災上の意見・協議・指導事項について	<p>排水計画について、災害防止対策も含めて協議すること。</p> <p>土砂災害防止法で指定されている箇所、すでに福島県が基礎調査を完了し土砂災害警戒区域等を公表している箇所について、その位置を確認し本事業により土砂災害が起こらないようにすること。</p>	河川課
	<ul style="list-style-type: none"> ・法定外公共物(水路)上にソーラーパネル等の構造物を設置しないこと。 ・法定外公共物(水路)上に電線や管理用通路等の横断施設を設置する場合には協議すること。 ・法定外公共物(水路)等の改修を行う場合には協議すること。 ・法定外公共物(水路)の境界については、工事着手前に確定すること。 	